



～健康づくりに関する情報や袋井市のイベント情報等を毎月お知らせします。～

「たばこによる健康への影響から市民を守る条例」を制定し、令和3年7月1日から施行します。

喫煙や受動喫煙は、肺がんや乳幼児の突然死症候群などのリスクを高めるなど、健康に影響を与えるということが科学的にも明らかになっています。国や県において、健康増進法の一部を改正する法律や静岡県受動喫煙防止条例を施行し、受動喫煙防止対策を進める中、本市では、「たばこによる健康への影響から市民を守る条例」を制定し、健康への影響から特に未来を担う子どもや妊婦を守ることに重点を置き、「①たばこを吸わない人を育てます」、「②たばこを吸わない習慣を身に付けます」、「③たばこを吸わない人を守ります」の3つの柱を掲げ、取り組みを進めていきます。

取組の3つの柱

① たばこを吸わない人を育てます

- ・家庭や地域において、子供がたばこに接する機会をなくす
- ・子供とその保護者がたばこについて、学ぶ機会を増やす

② たばこを吸わない習慣を身に付けます

- ・禁煙を希望する方への保健的指導等により、禁煙を促す
- ・たばこに関する正しい知識の普及を図る

③ たばこを吸わない人を守ります

- ・子どもや妊婦と一緒にいる空間で喫煙しないようにする
- ・施設の禁煙化や分煙対策の徹底を図る

めざす姿 たばこによる健康への影響のないまち

相互に連携を図りながら、協力してたばこによる健康への影響を防ぐ対策を推進

市の責務

啓発や教育等、市民をたばこによる健康への影響から守る施策を推進する。

市民の責務

市の施策に協力、特に20歳未満の方や妊婦に対し受動喫煙を防ぐよ

保護者の責務

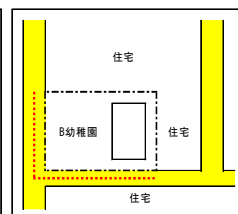
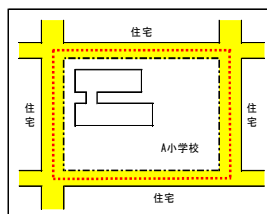
20歳未満の方が喫煙等をしない家庭での環境づくり、また、受動喫煙を防ぐよう努める。

事業者の責務

市の施策に協力、従業員等への啓発等や環境整備に努める。

条例の主な内容

- 協働の取組により、たばこによる健康への影響を防ぐ対策の推進
- 市、市民、保護者、事業者それぞれの責務を明記
- プライベート空間を含む子どもや妊婦の周囲での喫煙制限（努力義務）
- 子どもへの健康教育及びたばこに関する正しい知識等の啓発
- 望まない受動喫煙防止に係る配慮
- 20歳未満の者の喫煙誘発防止のための配慮
- 歩きたばこ等（自転車等への乗車中含む）の制限（努力義務）
- 幼稚園や学校などの教育施設の式買い隣接道路の喫煙不可（努力義務）



たばこに関する質問コーナー



Q 「たばこによる健康への影響から市民を守る条例」で定義している「たばこ」って、どこまでの範囲のこと？

A 条例で定義されている「たばこ」には、たばこ事業法に規定する製造たばこのうち、喫煙用のものや製造たばこ代用品が含まれます。
(紙巻きたばこ、葉巻たばこ、パイプたばこ、刻みたばこ、加熱式たばこ(アイコス等)です。)



Q 禁煙したいけれど、どの病院で禁煙外来をやっているのか分からない。

A 右のQRコードから、一般社団法人日本禁煙学会が掲載している 県内の禁煙外来一覧を見ることができますので、ご覧ください。

URL http://www.kinen-map.jp/hoken/list.php?pref_id=22

QRコードはこちら



Q 事業所内で、受動喫煙防止を行うにあたって、支援してもらえる事はありますか？

A 厚労省の事業で、敷地内の受動喫煙を防止する目的で、設ける喫煙専用室に対して、1/2の補助があります。詳しくは、厚生労働省のホームページ、もしくは、下記QRから助成金のチラシを御確認ください。

QRコードはこちら⇒



たばこによる健康への影響のないまちを目指して、
みんなで取り組もう！

問い合わせ：袋井市 総合健康センター 健康づくり課 健康企画室
電話：0538-84-6127 E-Mail：kenkoudukuri@city.fukuroi.shizuoka.jp